



CONTENTS - 2月のラインナップ

＜セミナー情報＞

- ・“最初の一歩”を支える 新入社員セミナー2026 (4/7) …1
- ・4月～7月開催 セミナー日程のご案内 …4
- ・会員限定！いつでも学べる WEBセミナー …1

＜INFO | 新潟県よろず支援拠点＞

- ・国の補助金を知る・探す・活かす！補助金活用説明会 (3/5) …3

＜労務・人事の基礎知識＞

- ・トラブルを防ぐために 知っておきたい労務管理 …2

＜健康・生活＞

- ・春先を快適に過ごすための 免疫を整える生活習慣 …4

＜調査・統計＞

- ・“業況DIは物価高が足かせて横ばい、先行きは慎重な見方” 日本商工会議所 LOBO 2026年1月結果 …3



PICK UP SEMINAR !

令和8年度

新入社員セミナー

社会人の基本マナーを身につけよう



これから社会人として歩み始める方向けに、新入社員セミナーを開催します。

入社直後の不安を解消し、社会人としての基本を身につけるための内容で、ビジネスマナーや仕事の進め方、職場での心構えなど、実務のスタートに役立つポイントを学べます。新入社員の方にとって、“最初の一歩”をしっかり踏み出すための講座です。

日時：2026年 4月7日(火) 10:00～17:00

会場：朱鷺メッセ 3F 中会議室301

定員：80名(先着順)

受講料：会員5,000円/非会員20,000円



講師紹介

宮本 美穂 氏

新潟市出身。コミュニケーション研修やマナー講師として10年以上の経験を持つ。輸入自動車の営業職ではトップセールスマンとして活躍。参加者の立場に立った参加型の研修を得意とし、楽しく学べる内容でリピートも多い。

[詳細・お申込みはこちら](#)



PICK UP CONTENTS !

場所・時間を選ばず学べる 会員限定 インターネットセミナー

新潟商工会議所
WEB SEMINAR
会員限定 / 毎月更新

従来の集合型セミナーに加えて、インターネットを通じて視聴できるWEBセミナー（インターネットセミナー）サービスを提供しています。パソコンやスマホから、好きな時間に実務や経営、人材育成、労務・経理などの講座を視聴でき、忙しくて集合研修に参加しにくい方にもおすすめです。

会員限定で、登録不要・無料でご利用いただけます。

※通信料は利用者のご負担となります。

こんな方におすすめ

- ・会場開催のセミナーに時間が合わない
- ・遠方で参加が難しい
- ・社内研修として繰り返し視聴したい
- ・自分のペースで学びたい



視聴方法

- STEP1 新潟商工会議所HPへアクセス！
WEB SEMINARの赤いアイコンをクリック
- STEP2 ID・パスワードを入力してログイン
- STEP3 お好きなタイトルをお選びください

ここからアクセス

IID・パスワードが分からない場合も、
セミナーサイトから簡単に申請できます。



今月のテーマ [適切な労務管理のポイント]

鷲頭社会保険労務士事務所 鷲頭 正

今回は、労働条件の変更や解雇・雇止めなど労務管理上参考となる事項をまとめました。法令や労使間で定めたルールへの遵守はもちろん、労使間での事前の十分な話し合いや、お互いの信頼関係や尊厳を守る配慮は、労使間の紛争防止に不可欠です。

労働条件の変更

労働条件の引下げ等を行う場合は、法令等で定められた手続等を遵守し、労使間で事前に十分な話し合いなどを行うことが必要で

(1) 合意による変更

労働契約の変更は、労働者と使用者が合意して行うことが原則です。(労働契約法第3条)

労働者と使用者が合意すれば、労働条件を変更することができます。(労働契約法第8条)

(2) 就業規則による変更

原則として、使用者が一方向的に就業規則を変更して、労働者の不利益に労働条件を変更することはできません。ただし、次の2つの要件を満たす場合は、就業規則を変更して労働条件を変更できます。

- ・就業規則の変更が合理的であること
- ・変更後の就業規則を労働者に周知させること

(3) 配置転換・出向

① 配置転換

配置転換を命ずるには、就業規則等にその根拠を置くことが望まれます。

裁判例では、就業規則に配置転換を命ずることができる旨の定めがある場合でも、配置転換は無制限に認められるわけではなく、①不当な動機・目的の有無や、②配置転換命令の業務上の必要性とその命令がもたらす労働者の生活上の不利益とを比較衡量した結果により、配置転換命令が権利濫用に当たると判断され無効となる場合があります。

② 出向

出向（在籍出向）を命ずるには、次のいずれかを満たす必要があるとされています。

- ・労働者に対して個別の同意を得る
- ・出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則等で、労働者の利益に配慮して整備されている。

解雇・雇止め

企業は、労働基準法、「有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準」、労働契約法等に定められたルールへの遵守はもとより、解雇・雇止め等に関する裁判例も参考にして適切に労務管理を行い、労使間でトラブルにならないようにする必要があります。

(1) 解雇の禁止

一定の場合には、解雇が禁止されています。

(2) 解雇の効力

① 期間の定めのない労働契約の場合

権利の濫用に当たる解雇は、労働契約法の規定により、無効となります。

② 有期労働契約（期間の定めのある労働契約）の場合

やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇できません。

期間の定めのない労働契約を結んでいる場合の解雇よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

(3) 解雇の手続

やむを得ず解雇を行う場合でも、労働基準法に従って、30日前に予告を行うことが必要です。予告を行わない場合には解雇予告手当を支払うことが必要です。

(4) 解雇事由

就業規則には「解雇の事由」を定めておくことが必要です。

(5) 整理解雇

整理解雇についても、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合には、権利の濫用として、労働契約法の規定により、無効となります。

(6) 退職勧奨

裁判例では、被勧奨者の自由な意思決定を妨げる退職勧奨は、違法な権利侵害に当たるとされる場合があります。

同様に、退職誘導を目的とした行為も、退職させるための嫌がらせとして、不法行為責任を負うとする裁判例があります。

(7) 勤務成績を理由とする解雇

就業規則に「労働能力が劣り、向上の見込みがない」ことを解雇事由として掲げていても、相対評価の考課順位が下位であることを理由に直ちに著しく労働能力が劣るとはいえないとし、さらに、労働者の労働能力の向上を図る余地があったにもかかわらず体系的な教育・指導が行われなかったとして、解雇を権利の濫用と認めた裁判例があります。

(8) 有期労働契約の雇止め

有期労働契約（期間の定めのある労働契約）でも、期間の定めのない契約と実質的に変わらない状態に至っている契約である場合や、反復更新の実態、契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合は、労働契約法の規定により、雇止めが認められない場合があります。

採用内定取消し等

採用内定により労働契約が成立したと認められる場合、採用内定取消しは解雇に当たり、労働契約法第16条の解雇権の濫用についての規定が適用されます。

- (1) 採用内定取消しも、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利を濫用したものと無効となります。
- (2) 採用内定通知等に採用内定取消事由が記載され、解約権が留保されている場合がありますが裁判例では、採用内定の取消事由は、解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られるとされています。

民事上のトラブルの解決を図るための制度

個々の事業主と労働者の間で、民事上のトラブルが発生したときは、その解決を図るために以下の制度がご利用できます。

- ⑦ 労働契約法に定められた事項などについて民事上のトラブルが生じた場合（⑧を除く民事上のトラブル全般）
- ⑧ 以下に関する民事上のトラブルが生じた場合
男女均等取扱い、育児・介護休業、パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理、職場におけるハラスメント（セクハラ、マタハラ、パワハラ）等
＜問い合わせ先：都道府県労働局雇用環境・均等部（室）、総合労働相談コーナー＞

出典：「適切な労務管理のポイント」（厚生労働省）

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞きください！新潟県社会保険労務士会ホームページ <https://www.sr-niigata.jp/>

INFO | 新潟県よろず支援拠点

＼ オンラインで簡単参加 /

「国の補助金を知る・探す・活かす！補助金活用説明会」

中小企業・小規模事業者向けに、令和8年度 国の補助金の概要や活用のポイントを学ぶオンライン説明会が開催されます。補助金制度の基礎から、上手な探し方・活かし方、情報収集の方法や留意点まで、初めての方にも分かりやすく解説します。これから補助金の活用を検討したい経営者や担当者の方におすすめの内容です。

【内容】

- 中小企業・小規模事業者様向けの主な補助金の紹介
- ・ どのような時に、どの補助金が活用できるのか
- ・ 補助金活用に当たっての留意点
- ・ 補助金に関する情報収集の方法
- ・ 主な相談窓口について

日 時：2026年3月5日（木）
14：00～15：30

登壇者：独立行政法人中小企業基盤整備機構
イノベーション助成グループ

参加費：無料

主催：独立行政法人中小企業基盤整備機構
共催：新潟県よろず支援拠点

[お申込みはこちら](#)



日本商工会議所 早期景気観測 調査結果のポイント LOBO 2026年1月結果

業況DIは、長引く物価高が足かせとなり、ほぼ横ばい先行きは、経営課題の長期化で慎重な見方

- ・ 全産業合計の業況DIは、▲17.9（前月比+0.1ポイント）
- ・ 物価高の長期化に伴う消費者の節約志向の高まりを受け、小売業では商店街を中心に買い控えがみられたほか、サービス業では、飲食店を中心に客数が減少し、悪化した。一方、製造業では、堅調な設備投資・半導体需要を背景に機械器具関係で引き合いがみられ、改善した。
- ・ コスト負担への理解が進んでいることもあり、全体として価格転嫁に進展がみられている。取適法の施行で、発注先との取引適正化が進んでいるという声も聞かれた。もっとも、長引く物価高による消費マインドの弱含みや、円安の影響を含む原材料価格や労務費の高騰、人手不足による供給制約などが重荷となり、業況はほぼ横ばいとなった。
- ・ 先行き見通しDIは、▲17.8（今月比+0.1ポイント）
- ・ 高水準での賃上げが続く中、政府・自治体による物価高対策への期待感もあって、消費マインドは持ち直しつつある。
- ・ 一方、賃金の上昇が物価高に追いついていない中、一段と消費者の節約志向が高まる懸念されるほか、円安の長期化を含むコスト高とその分の価格転嫁や人手不足等、依然として経営課題は山積している。また、国際情勢の不安定化を懸念する声も聞かれるなど、先行きは慎重な見方が続く結果となった。



免疫を整える生活習慣 ～春先を快適に過ごすために～

(一社)新潟県労働衛生医学協会 業務部健康づくり推進課
保健師 丸山 要子



春になると、花粉症の方は「またこの季節が来た」と感じる人が多いのではないのでしょうか。くしゃみや鼻水、目のかゆみが続くと、仕事や家事に集中できず、生活の質が低下します。症状を和らげるためには、免疫のバランスを整えておくことが大切です。その鍵を握るのが生活習慣です。今回は、免疫を整える生活習慣についてお話しします。

1 免疫の働き

免疫とは、体内に侵入した病原体（細菌やウイルス）や異物を認識し排除し、健康を保つための仕組みです。しかし、この免疫が必要以上に反応してしまうと不調の原因になることがあります。花粉症はその代表例です。花粉に繰り返し触れると、体が花粉に反応しやすい状態になり、再び花粉が入ったときに強い反応が起こります。その過程で粘膜や神経を刺激する物質が放出され、花粉症のさまざまな症状が起こります。免疫は強すぎず弱すぎず、適切なバランスが大切であり、その働きは、食事・運動・睡眠・ストレスなどの生活習慣に大きく左右されます。

2 免疫を整える生活習慣

① 食事

腸は「免疫の要」と呼ばれ、体を守る仕組みに深く関わります。ヨーグルトや納豆などの発酵食品や野菜、海藻、きのこ類などの食物繊維を取り入れ、腸内環境を整えましょう。また、たんぱく質は免疫に関わる細胞の材料となります。肉・魚・卵・大豆製品をバランスよく摂ることが重要です。

② 運動

適度な運動は免疫の働きを高めます。ウォーキングやストレッチなど、無理なく続けられる運動を取り入れましょう。

③ 睡眠

睡眠中には体の修復や免疫の調整が行われます。睡眠不足は免疫の働きを乱すため、就寝・起床時間を一定にし、質の良い睡眠を心がけましょう。

④ ストレス対策

ストレスは免疫のバランスを崩す要因です。休養や気分転換を意識し、深呼吸や趣味などで心身をリラックスさせましょう。

なお、当会では、管理栄養士や保健師による生活習慣に関するセミナーもおこなっています。どうぞお気軽にご連絡ください。

電話：025-232-0151

(新潟県労働衛生医学協会 業務部健康づくり推進課)

INFO | セミナー予定表

令和8年度 新潟商工会議所 セミナースケジュール (4月～7月)

新潟商工会議所では、経営や人材育成、労務、DXなどをテーマに、年間を通じて各種セミナー・講習会を開催しています。7月までの開催予定を一覧にまとめましたので、受講計画づくりにぜひご活用ください。

7日 (火) ビジネスパーソンとしての第一歩
4月 20日 (月) 1日でわかる経理 (初級編)
22日 (水) 部下育成力強化研修

14日 (木) 管理職としての第一歩
～立場が変わると何が変わるのか～
5月 20日 (水) 営業の成約率を上げる商談の極意
27日 (水) 女性活躍推進セミナー

今後、セミナー日程を順次追加します。最新情報は、メール・FAX案内や新潟商工会議所ホームページでご確認ください。

16日 (火) カスタマーハラスメント
基本研修
6月 23日 (火) 中小企業の「稼ぐ力」を高める
事業戦略・マーケティング

7月 6日 (月) 1日でわかる経理 (中級編)

各セミナーの詳細は、開催約1か月前にご案内します。
お申し込みは、個別案内の際にお願いします。

詳細スケジュールは
こちらから

